

**高知県との「知的財産の活用による地域の活性化と
産業の振興のための協力に関する協定」及び
「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について**

標記協定書及び覚書につき、高知県と以下のとおり締結した。

《協定書》

〈協力事項〉

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産の相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

〈有効期間〉

本協定書締結の日から平成 24 年（2012 年）3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 21 年（2009 年）5 月 7 日

〈締結者〉

日本弁理士会会長	筒井 大和
高知県知事	尾崎 正直

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 22 年（2010 年）3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 21 年（2009 年）5 月 7 日

〈締結者〉

日本弁理士会四国支部長	山内 康伸
日本弁理士会知的財産支援センター長	小林 保
高知県商工労働部長	高松 清之

以上